

○あま市美和図書館の管理及び運営に関する規則

抜粋版

平成22年3月22日

教委規則第16号

改正 平成24年1月23日教委規則第3号

平成25年2月19日教委規則第1号

平成28年3月23日教委規則第3号

平成28年9月27日教委規則第6号

令和2年7月10日教委規則第5号

(図書館運営協議会)

第22条 あま市美和図書館運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、委員10人以内で組織する。

- 2 運営協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、児童福祉関係者その他教育委員会が必要と認める者で構成する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 運営協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 5 会長は、会務を総理し、運営協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第23条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の美和町図書館の管理及び運営に関する規則（平成6年美和町教育委員会規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年教委規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年教委規則第5号）

第1条 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

第2条 あま市美和図書館の管理及び運営に関する規則（あま市教育委員会規則第10号）
は、この規則の公布の日限り廃止する。